

「三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（感染防止対策型）」について

新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模企業が、事業の継続や再開に向けて取り組む感染防止対策を支援するため、「三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金」を拡充し、新たに「感染防止対策型」を創設します。

「感染防止対策型」の補助金の早期交付決定に向けて下記のとおり準備を進めます。

1. 対象事業者

下記の要件をすべて満たす事業者とする。

- ① 県内に主たる事業所を有する中小企業・小規模企業（個人事業主も含む）
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で15%以上減少している事業者
- ③ 社会生活を維持する上で必要な施設を管理しており、一定の時間接触を伴う接客サービスを行うため、特に感染防止対策を必要とする事業者

2. 支給額

感染防止対策に要した経費：上限10万円（補助率：10/10）

- (1) 対象事業：新型コロナウイルス感染防止対策として行う衛生用品や設備導入に必要な経費に対する補助
- (2) 取組例示：対面接客用の消毒液・マスク等の購入
感染防止対策のための店舗レイアウト変更や備品購入
感染防止対策に関する従業員研修 など

3. 相談窓口の設置

開設期間：令和2年5月11日（月）14時から5月29日（金）17時まで

受付時間：9時から17時

（土曜日、日曜日を含む。5月11日は14時から17時まで。）

電話番号：059-224-2646

4. 申請受付期間

令和2年5月15日（金）から5月29日（金）まで

5. その他

申請手続き等詳細については、5月13日（水）に公表します。